

平成 29 年 度

収 支 予 算 書

平成 29 年 4 月 1 日

～

平成 30 年 3 月 31 日

平成 29 年 3 月 14 日

一般財団法人 **省エネルギーセンター**

平成 29 年度事業基本方針

1. 基本認識

現在我が国は、昨年末に発効した気候変動に関する「パリ協定」を踏まえ、2030 年度までに温室効果ガスを 2013 年度比で 26%削減するという目標の達成に向け、地球温暖化防止対策を本格化させています。

このような高い目標を達成するためには、「徹底した省エネルギーの実現」が不可欠であり、経済社会における省エネの潜在性を拡大すべく技術革新等を通じて技術力の向上を図るとともに、この成果を活用して実際に社会の隅々まで省エネを浸透させていく必要があります。

併せて国際貢献の観点からは、世界最高水準にある我が国の省エネ技術や国際的に評価の高い我が国政策・制度の考え方を普及させていくことが重要です。

当センターは、このような状況を踏まえ、我が国内外において省エネを推進するため、効果的な活動を展開してまいります。

2. 活動方針

(1) 主な活動分野

当センターは、これまでの経験の蓄積を踏まえて特に次のような活動分野で強みを発揮していくこととしております。

① 省エネ情報・支援サービスの提供

省エネ技術・手法をはじめ省エネを進めるに当たって有益な情報やコンサルティング等のサービスを、企業、地域、家庭等向けに積極的かつ親身になって提供します。また、省エネに係る最新の国際情報等を収集・提供します。

② 省エネ人材の育成

研修、講座、資格制度等を通じて、我が国企業や地域の省エネ推進活動において中核となる人材の育成を積極的に支援します。また、途上国等において政策や技術を支える人材の育成に協力します。

③ 省エネ政策への協力

「徹底した省エネルギーの実現」に係る政策の実施や我が国政府の支援のもとで行われる途上国等における省エネ政策の立案等に協力します。

(2) 平成 29 年度の重点

平成 29 年度においては、「徹底した省エネルギーの実現」及び「国際的な貢献」を念頭に、次のような点に重きを置いて事業活動を展開してまいります。

- 1) 日本全国で省エネが浸透するよう、特に地域の中小企業者等を中心に省エネ活動を支援します。
- 2) このため、
 - ① 省エネによる経営改善など省エネを行うメリットや省エネに係る実践方法・高性能機器等の情報を事業者等にわかりやすく発信します。
 - ② 省エネ法、ISO50001 等を踏まえ、PDCA に重点を置いたエネルギー管理の普及を図ります。
 - ③ 省エネ診断等コンサルティング活動においては、個々のエネルギー関連設備・機器に係る省エネのみならず、事業所全体システムに着目した省エネや生産・サービス活動と連動した省エネなど視点を広げた、より効果的な提案を工夫します。
 - ④ また、IoT や AI 等の技術の進展を見据えて、省エネ手法の充実、新規開発に取り組みます。その際、「暗黙知」となっている手法等については、マニュアルやソフトウェア・ツール等の形で「見える化」を進めます。
 - ⑤ 「省エネルギー相談地域プラットフォーム」等地域の省エネ推進機関との連携を強化します。
- 3) 企業や家庭等あらゆる分野で省エネ活動への参画者を増やすと同時に、省エネ専門人材のレベルアップを図ります。このため、利用者ニーズに応じた実践的教育プログラムを提供するとともに、エネルギー管理士試験や産業・ビル・家庭の省エネ人材に係る検定などを通じて専門人材を効果的に育成します。
- 4) 省エネに係る国際協力については、引き続き波及効果が大きい政策・制度等の導入支援に重点を置き、特に未だに現場の省エネ指導人材が不足しているアセアン諸国等においてはエネルギー管理士の育成等を強化します。
また、政府間対話に基づく省エネ・プロジェクトや省エネ・ビジネス交流に積極的に協力します。

3. 平成 29 年度の事業計画等の概要

(1) 事業計画

以上の活動方針を念頭に、平成 29 年度は具体的な事業を次の 5 つの柱に整理して計画的に実施します（詳細は後述）。

- I 「徹底した省エネ」に向けた活動への支援強化
- II 省エネ情報発信の充実
- III 省エネ中核人材の育成強化
- IV 省エネ国際協力の推進
- V 国家試験等の実施

(2) 収支予算等

平成 29 年度の事業計画に基づく予算及びその策定方針は次のとおりです。

- ① 予算規模は、センター独自の事業、国・関係機関からの受託事業等の規模を想定し、全体としては 25 億円程度を見込んでいます。
- ② センター独自の事業については、新たな事業の開発、既存事業の拡充を通じ、規模の拡大・内容の充実に努めます。
- ③ 国等の受託事業についても、政策協力の観点から積極的に競争入札の応札等を行い、提案・企画能力、コスト競争力を強化しつつ、事業拡大に努めます。
- ④ 一般財団法人としての運営に当たっては、認可時に内閣府に提出した公益目的支出計画を着実に実施してまいります。

収 支 予 算 書

平成29年度収支予算書
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	合 計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	0	0	3,800,000	3,800,000
特定資産運用益	0	0	8,200,000	8,200,000
賛助会費	0	0	162,000,000	162,000,000
事業収益	32,713,000	809,387,000	0	842,100,000
試験・講習事業収益	0	486,190,000	0	486,190,000
出版事業収益	0	140,370,000	0	140,370,000
通信教育・講座等事業収益	0	120,243,000	0	120,243,000
その他事業収益	32,713,000	62,584,000	0	95,297,000
受取補助金等	1,242,074,000	246,332,000	0	1,488,406,000
受取国庫補助金収益	449,836,000	0	0	449,836,000
受取受託収益	792,238,000	246,332,000	0	1,038,570,000
雑収益	0	0	50,000	50,000
受取利息	0	0	50,000	50,000
雑収入	0	0	0	0
経常収益計	1,274,787,000	1,055,719,000	174,050,000	2,504,556,000
(2) 経常費用				
事業費	1,328,068,223	994,725,772	—	2,322,793,995
職員等人件費	417,834,000	271,767,000	—	689,601,000
臨時雇用員費	209,343,000	97,970,000	—	307,313,000
旅費交通費	137,007,000	14,494,000	—	151,501,000
賃借料	12,035,000	9,891,000	—	21,926,000
諸謝金	127,431,000	75,007,000	—	202,438,000
会場費	13,137,000	96,520,000	—	109,657,000
印刷製本費	13,964,000	37,883,501	—	51,847,501
委託費	154,815,000	35,128,000	—	189,943,000
その他事業費	242,502,223	356,065,271	—	598,567,494
管理費	—	—	137,961,295	137,961,295
職員等人件費	—	—	92,911,295	92,911,295
臨時雇用員費	—	—	8,000,000	8,000,000
減価償却費	—	—	1,050,000	1,050,000
賃借料	—	—	10,500,000	10,500,000
租税公課	—	—	5,700,000	5,700,000
短期借入金利息	—	—	300,000	300,000
その他事務費	—	—	19,500,000	19,500,000
経常費用計	1,328,068,223	994,725,772	137,961,295	2,460,755,290
当期経常増減額	△ 53,281,223	60,993,228	36,088,705	43,800,710
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 53,281,223	60,993,228	36,088,705	43,800,710
一般正味財産期首残高	1,256,705,359	243,810,416	216,546,000	1,717,061,775
一般正味財産期末残高	1,203,424,136	304,803,644	252,634,705	1,760,862,485
II. 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	700,000,000	0	0	700,000,000
指定正味財産期末残高	700,000,000	0	0	700,000,000
III. 正味財産期末残高	1,903,424,136	304,803,644	252,634,705	2,460,862,485

(注) 短期借入金限度額：経常収益の合計額を限度とする。

収支予算書の会計区分表記の説明について

〈実施事業等会計〉

公益法人から移行認可を受けた一般財団法人が、公益目的支出計画に沿って公益目的財産額を費消するために実施する事業の会計区分。

〈その他会計〉

移行認可を受けた一般財団法人が、実施事業以外の事業の費用と収益を、整理するために設けられた会計区分。

〈法人会計〉

直接には事業の収益に関わらない、評議員会、理事会の開催運営費、常勤の理事、監事、評議員の報酬等、管理部門で発生する費用と収益を整理するために設けられた会計区分。

以上

